裏

文化財保護法（昭和25年法律第214号）抄

第55条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一　重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二　重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三　重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四　特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2　前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第202条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

五　第53条の6（第85条の4（第174条の2第1項において準用する場合を含む。）及び第174条の2第1項において準用する場合を含む。）、第54条（第86条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）、第55条、第67条の5（第90条の4及び第133条の4において準用する場合を含む。）、第68条（第90条第3項及び第133条において準用する場合を含む。）、第76条の4（第89条の3において準用する場合を含む。）、第129条の5（第174条の2第1項において準用する場合を含む。）、第130条（第172条第5項において準用する場合を含む。）、第131条又は第140条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）抄

第5条

3　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号及び第3号に掲げるものにあつては第1号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第2号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

三　法第54条（第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第55条の規定による調査（第1号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第43条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

第6条　法第184条の2第1項の規定により認定市町村（法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第8条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一　前条第3項第1号及び第3号に掲げる事務（同項第1号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格B6とすること。